

平成27年度 事業計画

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

(基本方針)

1. 法人経営方針

今年度は『子ども子育て支援法の施行』により延長保育の実施など指導員の労働条件の変化やこれまでも議論されてきた労働環境整備に係る諸問題が内在している。ご存じのとおりこの学童保育事業は「人」がすべてであり「法人の財産」である「職員」の「労働意欲向上」は保育の質にもかかわる重要な課題である。また、子ども・子育て支援法施行に係る運営課題も存在する。常勤専務理事を中心に現場の状況を十分把握し、職員・保護者会・理事会・行政が課題を「共通認識」して改善に向けて取り組む。

2. クラブ運営方針

保護者全員が『子どもの豊かな育ちを育み、子どもを取り巻く大人が共に育ちあう』という法人理念を理解し、指導員との「協働」によってよりよいクラブ運営ができるように努める。また、指導員は保護者会と十分にコミュニケーションをとりながら、共に協力して保育理念と保育方針に基づく保育の実現を目指す。

3. 平成27年度の重点課題

- ① 法人理念に基づく学童保育事業運営を明確にする
- ② 職員の労働条件、労働環境の整備
- ③ 主任者制度の確立
- ④ 行政や他団体との連携・コミュニケーションの強化
- ⑤ 組織規程等の整備